

施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第20条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

平成27年9月24日（木）から10月23日（金）

2. 公表方法

市ホームページ、技術交流プラザ、モノづくり支援室窓口

3. 広報

市政だより、中小企業だより（FAX）、メールマガジン、企業訪問

4. 公表資料

資料1-2・資料1-3

5. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

6. 意見の提出者数

0名

7. ヒアリング件数（意見聴取のため本市にてヒアリングを実施）

市民：1件

事業者：1件

8. 意見の内容

- ・工業系の用途地域がどのような地域であるかを住民に理解してもらうことが重要である。住民の理解が工場の働きやすい環境につながる。宅地建物取引業者に対して、工業地域、準工業地域の説明をお願いしているとのことだが、事業者任せでも進まないのではないか。
- ・重点地域である高井田地域で住宅を建築する場合、高井田まちづくり協議会に説明することとなっているが、効果が十分にあるのか。市でも一定押さえることが必要ではないか。
- ・住工共生のまちづくり施策について、まだまだ市内事業者に知られていない。もっとPRをするべきである。

- ・新しく引っ越してきた住民が苦情を言い、今まで製造業を営んでいた方が負担をするのはおかしい。引っ越してきた住民側が、その土地を理解すべきであるし、負担もすべきである。また、製造業の負担の一部に税金が使用されるのもおかしい。
- ・工業系地域で新しく住宅を購入する住民に対して、モノづくり企業を守る条件を課し、一筆とるなどの対策が必要ではないか。行政はもっと厳しく対処すべきである。

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。